

そもそも朝鮮や中国、インドネシアなど多くの女性が、契約な
く「慰安婦」とされたのだ。
法的に見れば、日本政府は戦前
戦中に人身売買を仲介する娼妓業者を公認し、1933年に
に国際連盟の委員会が問題と指定
したが、対処しなかった。38年、
日中戦争を契機に政府は民間の職
業紹介業を禁止したが、芸娼妓業者
紹介業は除いた。「慰安婦」募
集が始まっていたためだろ。

人権侵害無視した立論

中央大名誉教授
吉見 義明氏

■ラムザイヤー論文要旨■

- ・女性たちは売春宿の主人と交渉し、利害が一致したため、①多額の前払い金を支払い最長契約期間が1～2年②十分な収入を得れば早く退職可能との契約を結んだ。
 - ・女性と慰安所の契約の仕組みは、日本の公娼制度と同様。公娼制度では、売春婦らは雇用主に不満があれば逃げたり訴訟を起こせた。本人の意思に反して売春業に従事するのは親に売られた場合に限られた。
 - ・詐欺などの方法で強制的に売春させる例もあったが、日本軍や軍慰安所専門業者によらず、現地の朝鮮人業者によって引き起こされた。日本政府や朝鮮総督府が強要したではなく、日本軍が不正な募集業者と協力もしていない。
 - ・戦時中に慰安嬢勤員は激化したと一般的に言われるが逆で、物資不足の中、朝鮮人は女性を含め、徵兵された日本人の穴を埋めるため工場等に動員された。

三つ目は、「慰安婦」に觸れる。契約は市民社会の通常の契約ではなく、女性の奴隸的な拘束をもたらす犯罪的な人身売買契約だった、といつてはだ。論文はこうした点も無視し、非常に大きな問題がある。

そもそも朝鮮や中国、インドネシアなど多くの女性が、契約なく「慰安婦」とされたのだ。法的に見れば、日本政府は戦前に戦中に人身売買を仲介する娼妓妓女

一二四三、公娼制度と同様に業者と女性が契約したとしたが、実際は女性が契約主体ではなかつた。親権を持つ親族と業者が、紹介業者を介して契約するのが一般的で、親族側の立場は大変弱かつた。遊郭等で性売買をさせられた女性は、抱え主（楼主）が業者との交渉に深く関わった。

論について、まず契約論の問題を指摘したい。

時代の正体

歴史と向き合う

日本軍「慰安婦」制度を巡り、米ハーバード大学のジョン・マーク・ラムザイ耶教授による論文が波紋を広げている。学術誌のオンライン版に掲載した論文「太平洋戦争における性行為契約」で、ゲーム理論を持ち出し「慰安婦」は自発的に業者

と契約した「売春婦」だとして日本国家の責任を否定。これに 対し国内外の研究者らが抗議活動を展開し、「事件」の様相も帶びる。論文の問題点は何か。「慰安婦」や公娼制度研究の第一人者がセミナーで語った反論を詳報する。(柏尾 安希子)

ラムサイヤー氏の論じた「娼妓約」を検証する。大きく三つの問題がある。

一つは、娼妓約は事実上の人身売買だったと先行研究で明らかだが、根拠なく女性と業者縛り付けたことを否定す狙いで1925年の東京の年譜であると認めた。論文は樓主が娼妓約条文も記されていたが、それは論文で触れなかつた。

さらに、論文は樓主が娼妓

送を難とする事務が生じたが、日本政府は植民地には適用しない差別的取り扱いをした。

要するに、秀経がノボリ侵害であることを徴募は軍政府が主導したことと論文は無視したことになる。

関係が無視されてしまふ。2番目が、これも資料的根拠なく日本の公娼制度と「慰安婦」問題との関連づけられてゐる。

未満の人数も書かれていた。実際は40歳以上の娼妓も多かつた。

米教授「慰安婦」論文が波紋(1)

1

文献資料の扱い不適当

もつ 邊戦准：こでまの3わ が聞をだだ連画ほの て張しにら自要 う安いい制か

書目が、これも資料的根柢が、日本との公娼制度と慰安婦制度が同じであるように関係は深いが同じでは、もとに性奴隸制度だが、「日本軍が主体となる特徴がある。制度は日本軍が主導によって展開する際、文献資料がよい部分だけを恣意的に選択して、不都合な部分は無視している。資料の根柢のないものである。学術論文として、いけないことだ。日本の娼妓は、18歳以下の女性が許可され従事。契約は、傍の樓主と、本人とともに、あるいは近しい親権者で、年季を定め、多額な前借料を取り、返済するか年季を終了するまで、事実上、廢業の自由がない」ととも指摘した。

未満の人数も書かれていた。實際は40歳以上の娼妓も多かつた。上、20歳以下の女性は最多で、女性自らが契約の主体だったわけではないとも類推できた。娼妓が短期間で辞められたことは、「妓院に勤める」年数にすぎなかった。このように娼妓契約を論じて、「慰安婦」もそうだったといふ。だが文献の重要な部分やデータ、たゞ書きを無視したり、適当に消去している。一マニによれば、こうした立論学論文にざわしくない。ラムザイー氏の説とはまったく別の意味で「公娼制度」と本軍「慰安婦制度は関係しないださう。既存の人身売買業者が、戦時に軍の指示で女性を徴集した事実は知られる。「田安婦」にさせられた日本の娼妓や芸妓、酌婦もいて、借金がせず、そちらに活路を見いださるを得ない状況があつた。だ公娼とは関係がなかつた女房らも、業者の詐欺や人身売買徴集されたのだ。